

船指監第924号  
平成28年3月4日

各（介護予防）通所介護事業所 管理者様

船橋市福祉サービス部指導監査課長

### 通所介護事業所における看護職員の配置について（通知）

日頃より、介護保険事業にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本市においては「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等（以下「船橋市条例」）において定める（介護予防）通所介護事業所における利用定員については、事業所の単位ごとの定員として取り扱ってきました。

しかしながら、平成27年9月19日付け全国介護保険担当課長会議資料において、明示的に「利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、単位ごとの定員のことでない。」と示されたところです。

つきましては、今後船橋市条例に定める「利用定員」とは、事業所としての最大同時受入者数を指すこととし、これに伴い（介護予防）通所介護事業所における看護職員の配置については、以下のように取り扱うこととなりますので遺漏のないようお願いいたします。

また、具体的取扱いについては別紙（Q&A）をご確認いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 取扱事項

利用定員とは事業所において同時にサービス提供を受けることが出来る利用者の数の上限であることから、利用定員が10名を超える場合、全ての単位において看護職員を配置する必要がある。

##### 2 取扱適用日 平成28年4月1日

なお、経過措置として取扱適用日前に指定を受けた（介護予防）通所介護事業所（地域密着型通所介護へ移行する事業所を含む）は、平成29年3月31日までの間、従前の取扱いで差し支えない。

（問い合わせ先）  
船橋市福祉サービス部指導監査課  
指導監査第三係  
TEL 047-436-2782

【別紙】看護職員の配置に関する〈Q&A〉

(問1) 利用定員とはどのような考え方なのか。

(答) 事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限であり、単位ごとの定員のことではありません。

(参考) 平成27年9月19日付け全国介護保険担当課長会議資料61頁「問143(答)」

(問2) 今回の変更により、具体的にどのように取扱いが変わるのか。

(答) 従前は、基準条例第100条第2項にいう「利用定員」とは、事業所の単位ごとの最大同大受入者数として取り扱っていたため、利用定員が10人以下である単位については船橋市条例第100条第2項を適用し看護職員の配置をしなくてよいとしていました。

しかしながら、基準条例第100条第2項にいう「利用定員」とは、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限であるため、複数単位を実施している事業所においても、最大同時受入者数が10名を超える単位がある場合は、全ての単位において看護職員を配置する必要があります。

(具体例)

1 単位 月～金曜日 (定員15名)

⇒看護職員の配置が**必要**

2 単位 土・日曜日 (定員10名)

⇒看護職員の配置が**必要**

※従前の取扱いでは、定員10名の土・日曜日の単位については看護職員の配置は不要でしたが、今回の取扱いの変更により最大同時受入者数である15名が「利用定員」となるため、全ての営業日において看護職員の配置が必要になりました。

(問3) 看護職員の配置は、どのように配置すればよいのか。

(答) 提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態の確認等を行う時間帯は専従が必要です。

また、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により看護職員を配置する場合は、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行っていること及び指定通所介護のサービスを提供する時間帯を通じて密接かつ適切な連携が図られる必要があります。

(問4) 経過措置期間(平成29年3月31日)までに有資格者の看護職員を配置出来ない場合、処分等はあるか。

(答) 看護職員の配置がない場合は、船橋市条例上の人員基準を満たしていない状態となり、勧告、命令、取消等の処分になる可能性があります。また、介護報酬の減算対象となる可能性があります。